

「東京アートポイント計画」新規共催団体公募 FAQ（追加）

（平成 28 年 4 月 25 日時点）

申請する団体・組織について

- 事務局メンバーの年齢は選考に関係ありますか？

年齢が選考に関係することはありません。

- 代表者が同じで構成メンバーが異なる 2 つの団体が応募することは可能ですか？

応募は可能です。

- 申請書に活動実績の項目がありますが、団体の立ち上げ・育成支援が目的ということであれば、活動実績は重視しないと考えていいですか？

はい。実績よりも、これからの計画性や展望を重視します。

- 旅費を計上する場合、団体内の旅費規程は必要ですか？

団体の旅費規定までは確認いたしません。交通費の精算書類には、目的・ルート等の詳細について必ず記載をいただきます。

- 一般財団法人は応募できますか？

非営利活動を目的とする法人であれば応募可能です。

- 対象団体の条件にある「設立から 3 年程度」の具体的な内容を教えてください。

申請書類の提出締切である平成 28 年 5 月 10 日の時点で、設立が 4 年未満の団体を指します。

申請する事業について

●エリア型での応募を考えています。現時点で、該当エリアの自治体とコネクションを持っていないのですが、選考には関係ありますか？

必ずしも自治体と連携する必要はありません。団体単独で応募可能です。事業実施の過程で連携を検討します。

●エリア型で、既存事業や他の応募事業とエリアが重なった場合、選考に影響しますか？

実施するエリアが重なる場合は、活動内容が差別化されているかを確認します。検討の結果、どちらの事業もそのエリアにおいて不可欠なアートプロジェクトであれば、両方採用されることはあり得ます。

●テーマ型の条件である「社会の潜在的課題」とは、アート業界の抱える課題に関する事業でも問題ありませんか？

特定の業界の課題も、広くみれば社会の潜在的課題の一つであり、応募にあたっては問題ありません。

事業資金・負担金について

●募集要項の「対象経費および対象外経費一覧」を確認すると団体の「職員給与」は予算計上できないとありますが、対象経費である「管理費」の「賃金」との考え方の違いを教えてください。特に、法人の中で、複数の事業を手がけている場合はどう考えればいいですか？

東京アートポイント計画の負担金は、共催をしている事業の稼働に対してのみ、共催団体の職員に支払いができます。具体的には、職務内容書を提出いただき、全体の業務のうち何割の時間を共催事業に使っているかを算出し、その金額を管理費の中で支払うことができます。

その他

- 来年度以降も公募の予定はありますか？

今後、東京アートポイント計画の新規共催団体は公募により選定していきますので、来年度以降も公募を実施する予定です。

- 問い合わせ先に質問を送ると答えてもらえますか？

申請書類提出締切前でしたら回答いたします。公開している電話番号またはメールアドレスにご連絡ください。